

令和2年度

# 教育行政執行方針

余市町教育委員会

## I はじめに

令和2年第1回定例会の開会にあたり、余市町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日、人口減少や少子高齢化が急速に進む中、国際化の進展、情報技術の発達など、社会構造が大きく変化しており、地域の発展を支える人材を育成することが、教育の重要な役割です。

教育の根幹は、「人づくり」であり、本町の未来を担う人材を育て、新しい時代を切り拓く基盤です。一人ひとりが地域社会の一員として、ふるさとへの愛着と誇りをもち、自らの知恵と行動力を発揮して、生きがいのある人生を過ごしながら、心豊かに互いに支え合うことが重要です。

## II 基本方針

学校教育では、子どもたちに基礎・基本となる知識や技能をしっかりと身に付けさせるとともに、個性や能力を最大限伸ばし、社会で生きる力を養い、豊かな心、健やかな体を育むことができるよう教育活動の充実に努めます。

また、学校・家庭・地域が連携・協力しながら、さまざまな課題の解決にあたり、社会全体で子どもたちを守り育む環境づくりに努め、子どもたちの確かな成長をもたらす教育を推進します。

社会教育では、「第6次社会教育中期計画」に基づき、各世代間における学習機会の推進を図り、社会教育施設の機能を十分に発揮することにより、多様な学習機会の提供に努め、社会貢献へ繋がる人づくり、地域づくりに努めます。

以下、余市町教育委員会として、7つの重点目標を掲げ、教育行政の充実と発展に取り組みます。

### Ⅲ 重点目標

#### 1. 生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導の充実

社会が大きく変化していくなかで、子どもたちが自立し、たくましく生きていくために必要な力を身につけるためには、基礎的・基本的な知識や技能の習得と、それらを活用して課題を解決するための確かな力を育むことが極めて重要です。

児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、課題の検証を行い、子どもたちの学習意欲を高めるよう授業改善を行うとともに、きめ細かな指導や支援の充実に努めます。

また、学校と家庭が互いに連携しながら、望ましい生活習慣と学習習慣の定着に取り組みます。

学校生活や学習上において「困り感をもった児童生徒」さらには、「通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒」に対し、引き続き、学習支援員等を配置し、個に応じたきめ細かな教育活動に努めます。

特別支援教育につきましては、教職員全体の共通理解のもと各学校の特別支援教育コーディネーターを中心に関係機関と連携を図りながら、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導と支援の充実に努めます。

外国語教育では、引き続き、外国語指導助手を各小中学校に配置し、「生きた英語」による児童生徒のコミュニ

ケーション能力と国際感覚の養成に努めます。

I C T教育につきましては、I C T機器を活用した課題解決力を育成するとともに、児童生徒の主体的な学習活動や、学習意欲、思考力、判断力などの育成に向け機器の充実を図ります。

学校評議員会や学校評価制度の活用を図り、学校だよりや教育活動の地域公開などを通して、保護者や地域住民への情報提供を行うとともに、地域に根ざした教育活動の充実に向け学校運営協議会制度の確立に努めます。

また、教育の連続性を重視し、小中学校の連携強化に努めます。

教育の質を確保する観点から、教職員が児童生徒一人ひとりに向き合う時間をより多く確保する体制の整備に努めます。

さらには、教職員の各種研修会への参加を促進し、学校組織の活性化と教職員の実践的指導力の向上に努めます。

## 2. 思いやりと自ら律する心を大切にする生徒指導の充実

本町の未来を担う子どもたちが、自らの存在感と将来に対する夢や目標をもち、心身ともに健康で豊かな生活を送るための望ましい生活習慣や社会性を身につけることが必要です。

また、お互いを尊重し、ともに支え合う思いやりの心や倫理観と規範意識をもち、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成することが重要です。

生徒指導につきましては、児童生徒との信頼関係が最も大切であり、心が通いあう人間関係を構築し、児童生

徒が自信や誇りをもち、自ら考え行動する力の育成に努めます。

不登校の問題につきましては、早期にその実態や要因を的確にとらえ、児童生徒の抱える問題を解決するため、引き続き、スクールカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図るとともに、関係機関と連携した支援に努めます。

また、不登校児童生徒に対する教育に対応するため、引き続き、適応指導教室を開設し、児童生徒の学校復帰に向けた支援を行います。

いじめの問題につきましては、余市町子どものいじめ防止条例に基づき、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくりに取り組みます。

また、いじめを絶対に許さない環境づくりを学校運営の根幹に位置付け、「いじめの実態調査アンケート」等の結果を活用するとともに、保護者との連携強化を図り、いじめの早期発見と早期解決に向けて取り組みます。

体罰の問題につきましては、児童生徒への教職員による体罰や体罰と感じさせるような不適切な指導が行われないよう教職員の意識改革に努めます。

### **3. 生命を尊ぶ心を大切にする健康・安全教育と教育環境の整備充実**

子どもたちが心身ともに健やかに成長するためには、自分の生き方を主体的に考えることができる力を育成するとともに、命の尊さを自覚し、思いやりの心を培いながら、心身を鍛え、健康で安全な生活を送るための資質を育むことが大切です。

非行防止や犯罪被害に遭わないために学校における「危険回避に関する教育など防犯教室の開催や防犯訓練の実施」、「性や薬物乱用防止に関する指導」、「インターネットの利用に関する情報モラル教育」の充実を図るとともに、保護者や地域住民への情報提供や啓発活動を行い、学校と家庭・地域の連携強化を図ります。

交通安全につきましては、安全マップを活用した意識啓発や交通ルール等の指導を徹底し、関係機関と緊密な連携を図り、通学路における児童生徒の安全確保に努めます。

学校施設につきましては、児童生徒が安全安心に学ぶことができる教育環境の充実を図るとともに、引き続き、適切な維持管理に努めます。

学校保健では、児童生徒の健康診断を引き続き実施するとともに、児童の歯の健康づくりのため、本年度も継続して小学校においてフッ化物洗口を実施します。

学校給食につきましては、学校給食調理場の衛生管理を徹底し、安全で安心な給食の提供に努めます。

また、学校給食に生きた教材として地場産品を活用することにより、地産地消の推進と子どもたちが食の重要性に関する理解を深め、食育を通じた望ましい食習慣を養うための指導に努めます。

学校図書館につきましては、図書の充実とあわせ、ボランティアによる読み聞かせの支援と余市町図書館との連携により、学校の要望に沿った図書の貸出しや出前図書館の活用を図ります。

教材教具につきましては、小学校のプログラミング教

育のほか、教育課程において必要となる教材備品の計画的な整備に努めます。

教育支援の一環として、教育にかかる経済的支援を継続し、均等な教育機会の確保に努めます。

#### 4. 地域貢献に向けた学習機会の提供

生涯学習社会の構築には、町民が習得した知識・技能の成果が適切に活かされ、地域における世代間交流に繋げることで明るく豊かな生活を送ることが大切です。

成人教育につきましては、まちづくりは人づくりの視点から、地域貢献・社会参加を促す機会の提供により、地域の人材育成に努めます。

高齢者教育につきましては、高齢化社会における多様な学習機会の充実を図るとともに、生きがいのある生活を送るため、経験・知識を生かせる環境づくりに努めます。

#### 5. 青少年の健全な育成に向けた環境づくり

健全な心身の発達の基礎を培うためには、家庭・学校・地域社会が連携することで、青少年の健やかな発達を育む、良好な環境づくりが大切です。

障がいのある子どもたちには、小・中・高校生と関係団体による体験活動を通じて、交流機会の提供を図るとともに、地域ボランティアの育成に努めます。

放課後の多様な体験活動と学習機会の提供のため、子

どもたちに安全で安心な活動拠点を確保し、地域住民との連携強化に努めます。

家庭教育につきましては、関係機関と連携し、子どもとのふれあいの大切さを感じてもらうことを目的にブックスタート事業や子育て体験事業に取り組みます。

## 6. 芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用

芸術文化活動の振興には、社会教育施設それぞれの事業活動と、各種団体の活動とが相互に連携しながら裾野を広げていくことが大切です。

中央公民館につきましては、文化の高揚を目的として、社会教育関係団体と連携し、発表、鑑賞、創作機会の充実を図るとともに、効果的な事業実施に努めます。

図書館につきましては、地域の情報提供や学習活動の拠点として、環境整備の充実を図るとともに、「子どもの読書活動推進計画」に基づき、学校図書館や関係施設、ボランティアとの連携により、読書普及活動の推進に努めます。

文化財や郷土の歴史継承につきましては、資料収集と文化財施設の適切な管理運営に努め、貴重な埋蔵文化財や町内文化財資料の有効活用に努めます。

## 7. 体力向上と健康増進のためのスポーツ活動の振興

生涯を通してスポーツに親しみ、健康で充実した生活を送るためには、各世代のライフスタイルに合わせたスポーツ活動が出来る環境づくりが大切です。



スポーツ少年団並びに関係団体に対しましては、今後とも活動支援を継続するとともに、スポーツ推進委員や体育連盟との連携により各種事業を実施し、子どもたちの体力向上に努めます。

スポーツを通じた活動が、健康寿命の延伸と豊かな老後の構築に繋がり、安心してスポーツに親しめるよう、関係団体や指定管理者とともにスポーツの振興に努めます。

#### **IV むすび**

以上、令和2年度の教育行政の執行に関する主要な方針を申し上げました。

余市町教育委員会としては、家庭、地域、関係機関と連携を図りながら、本町の未来を担う子どもたちの健やかな成長を願い、確かな学びや豊かな心を養成し、町民一人ひとりが生きがいを感じながら学び続け、心豊かな人生を送ることができる生涯学習の町をめざし、教育行政の発展に全力で取り組みます。

議会議員各位ならびに町民皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。